

26水推第712号
平成26年11月14日

日本鰻輸入組合
理事長 森山 喬司 殿

水産庁長官



うなぎ養殖業における平成27年漁期ニホンウナギ稚魚の池入れ数量の
制限に係る数量配分ガイドラインの制定について

ニホンウナギは、その稚魚の採捕量が長期的にみて低水準にあり、本年6月には、国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストに絶滅危惧ⅠB類（近い将来、野生での絶滅の危険性が高いもの）として掲載されるなど、資源管理の必要性が高まっている。

このような状況の下、本年9月に開催された日本、中国、韓国及びチャイニーズ・タイペイによるウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議において、

- （1）ニホンウナギの池入れ量を直近の数量から20%削減し、異種ウナギについては近年（直近3カ年）の水準より増やさないための全ての可能な措置をとる
- （2）保存管理措置の効果的な実施を確保するため、各1つの養鰻管理団体を設立する。それぞれの養鰻管理団体が集まり、国際的な養鰻管理組織を設立する
- （3）法的拘束力のある枠組みの設立の可能性について検討する

ことについて意見の一致をみた。

このため、国内においては、上記の我が国の池入れ数量の範囲内で、養殖業者が池入れ数量の制限を行うことが重要となっている。

については、ニホンウナギ稚魚の池入れ数量の制限に係る個々の養殖業者に対する数量配分ガイドラインを別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

(別紙)

うなぎ養殖業における平成27年漁期ニホンウナギ稚魚の池入れ数量の制限
に係る数量配分ガイドライン

平成26年11月14日

水産庁

1 定義

このガイドラインにおいて使用する用語の意味は、次のとおりとする。

(1) うなぎ養殖業

うなぎを養殖する事業のうち、成育させたうなぎを販売（食用、他事業者の養殖用、放流用その他いかなる用途であるかを問わない。）するものをいう（例えば、漁業協同組合等が自ら放流するためにうなぎを購入して飼育する場合は、うなぎ養殖業に該当しない）。

(2) 池入れ

うなぎ養殖業を営むため、ニホンウナギ稚魚（養殖池に入れられたことのないものに限る。）を養殖池に入れることをいう。

(3) 漁期

平成27年漁期とは、平成26年11月1日から平成27年10月31日までの期間をいう。

平成26年漁期とは、平成25年11月1日から平成26年10月31日までの期間をいう。

平成25年漁期とは、平成24年11月1日から平成25年10月31日までの期間をいう。

平成24年漁期とは、平成23年11月1日から平成24年10月31日までの期間をいう。

平成23年漁期とは、平成22年11月1日から平成23年10月31日までの期間をいう。

(4) 過去3カ年

平成26年漁期、平成25年漁期及び平成24年漁期をいう。

(5) うなぎ養殖業者

平成27年漁期において、池入れしようとする者をいう。

(6) 既存業者

うなぎ養殖業者のうち、平成26年漁期において、池入れした者をいう。

(7) 休業者

うなぎ養殖業者のうち、平成26年漁期において池入れしておらず、かつ、平成23年漁期から平成25年漁期までの間に、1漁期以上池入れした者をいう。

(8) 新規参入者

うなぎ養殖業者のうち、平成23年漁期から平成26年漁期までの間に池入れしていない者をいう。

(9) 池入れ数量

池入れした重量又は池入れ予定の重量をいう。

2 平成27年漁期池入れ数量上限

我が国のうなぎ養殖業における平成27年漁期の池入れ数量の上限を21.6トンとする。

3 既存業者に対する配分数量

既存業者に対する配分数量は、以下により求めた数量とする。

- (1) 各府県に対する配分数量は、各府県の全てのうなぎ養殖業者の過去3カ年の池入れ数量の合計値を3で除して得た数量と、平成26年漁期の池入れ数量の合計値に66.8%を乗じて得た数量とのいずれか大きい方の数量とする。
- (2) 既存業者に対する配分数量は、(1)により配分される各府県の数量を、それぞれの業者の「過去3カ年の池入れ数量の平均値」を用いて按分することにより得た数量とする。ただし、全ての業者の「過去3カ年の池入れ数量の平均値」の信頼性が確保できない場合は、それぞれの業者の「平成26年漁期の池入れ数量」を用いて按分することにより得た数量とする。
- (3) なお、府県により、(2)の方法によることが著しく不当と認められる場合は、(2)に代えて、当該府県の知事の意見を聴いて水産庁長官が別途定める配分方法を用いることとする。

4 休業者に対する配分数量

休業者に対する配分数量は、それぞれの休業者が平成27年漁期に計画する池入れ数量（別表の養殖密度から算出される池入れ数量の範囲内であり、かつ、原則として近年の池入れ実績の範囲内に限る。）に、66.8%を乗じて得た数量とする。

5 新規参入者に対する配分数量

新規参入者に対する配分数量は、それぞれの新規参入者が平成27年漁期に計画する池入れ数量（別表の養殖密度から算出される池入れ数量の範囲内に限る。）に、50%を乗じて得た数量とする。

6 3～5による既存業者、休業者、新規参入者に対する配分数量の合計値が平成27年漁期の池入れ数量の上限を上回る場合の取扱い

既存業者、休業者及び新規参入者に対する配分数量の合計値が21.6トンとなるように、養殖業者毎の配分数量に応じて縮減し、それぞれの養殖業者に対する配分数量とする。

7 3～5による既存業者、休業者、新規参入者に対する配分数量の合計値が平成27年漁期の池入れ数量の上限を下回る場合の取扱い

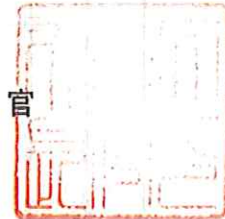
- (1) 配分数量の合計値が21.6トンとなる範囲内において、既存業者又は休業者のうち、配分数量が20kgに満たない者に対して、既存業者については、平成26年漁期の池入れ数量（それが20kgを超えているときは20kg）まで、休業者については、平成27年漁期に池入れしようとする計画数量（それが20kgを超えているときは20kg）までを限度として、配分数量に応じて上乗せし、各々に対する配分数量とする。
- (2) 配分数量の合計値が、なお21.6トンを下回る場合には、合計値が21.6トンとなる範囲内において、全ての養殖業者の配分数量に応じて上乗せし、各々に対する配分数量とする。

26水推第755号
平成26年12月8日

日本鰻輸入組合

理事長 森山 喬司 殿

水産庁長官



うなぎ養殖業における平成27年漁期の異種うなぎ種苗の池入れ数量の
制限に係る数量配分ガイドラインの制定について

平成24年及び平成25年にニホンウナギ稚魚が不漁となり、うなぎ養殖業において従前のような種苗の池入れ数量が確保できなかったことなどを背景として、東南アジアに生息するビカーラ種、北アメリカ等に生息するロストラータ種等、ニホンウナギ以外の種のうなぎ（以下「異種うなぎ」という。）の稚魚の輸入及びそれを種苗とするうなぎ養殖が増加してきている。

水産庁としては、我が国がうなぎの大消費国としてうなぎ資源の持続的な利用の確保について責任を負っていることに鑑み、喫緊の課題として、ニホンウナギの資源管理に取り組むとともに、国内における異種うなぎの養殖については、これを推奨しないとの立場をとってきたところである。このような状況の下、異種うなぎの資源をめぐることは、本年6月、ビカーラ種が国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストに準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種）として掲載され、さらに、本年11月、ロストラータ種が絶滅危惧（近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）として掲載されるなど、その利用を管理する必要性が急速に高まっている。

このような中、本年9月に開催された日本、中国、韓国及びチャイニーズ・タイペイによるウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議において、各国・地域は、ニホンウナギの池入れ量を直近の数量から20%削減するとともに、異種うなぎの池入れ量についても、近年（直近3カ年）の水準より増やさないための全ての可能な措置をとることについて意見の一致をみたところである。

このため、国内のうなぎ養殖業における異種うなぎの池入れ量が直近3カ年の水準より増加しないように措置していくことが重要となっている。

については、異種うなぎ種苗の池入れ数量の制限に係る個々の養殖業者に対する数量配分ガイドラインを別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、前述のような異種うなぎの資源をめぐる最近の国際情勢を踏まえると、国内における異種うなぎの養殖については、今後、特段の状況変化がない限り、抑制する方向で施策を講じる必要があると考えているので申し添える。

(別紙)

うなぎ養殖業における平成27年漁期異種うなぎ種苗の池入れ数量の制限
に係る数量配分ガイドライン

平成26年12月8日
水産庁

1 定義

このガイドラインにおいて使用する用語の意味は、次のとおりとする。

(1) うなぎ養殖業

うなぎを養殖する事業のうち、成育させたうなぎを販売（食用、他事業者の養殖用、その他いかなる用途であるかを問わない。）するものをいう。

(2) 異種うなぎ

ビカーラ種、ロストラータ種、マルモラータ種等、ニホンウナギ以外の種のウナギをいう。

(3) 池入れ

うなぎ養殖業を営むため、異種うなぎ種苗（我が国において、養殖のために養殖池に入れられたことのないものに限る。）を養殖池に入れることをいう。

(4) 漁期

平成27年漁期とは、平成26年11月1日から平成27年10月31日までの期間をいう。

平成26年漁期とは、平成25年11月1日から平成26年10月31日までの期間をいう。

平成25年漁期とは、平成24年11月1日から平成25年10月31日までの期間をいう。

平成24年漁期とは、平成23年11月1日から平成24年10月31日までの期間をいう。

平成23年漁期とは、平成22年11月1日から平成23年10月31日までの期間をいう。

(5) 過去3カ年

平成26年漁期、平成25年漁期及び平成24年漁期をいう。

(6) 既存業者

うなぎ養殖業者のうち、過去3カ年の間において、池入れした者であって、平成27年漁期において池入れしようとする者をいう。

(7) 新規参入者

うなぎ養殖業者のうち、平成27年漁期において池入れしようとする者であって、既存業者でない者をいう。

(8) 池入れ数量

池入れした又は池入れ予定の尾数に0.2グラムを乗じて算定される重量をいう。

2 平成27年漁期池入れ数量上限

我が国のうなぎ養殖業における平成27年漁期の池入れ数量の上限を、過去3カ年に1漁期以上池入れしたうなぎ養殖業者それぞれについて、過去3カ年のうち池入れ数量が

最も大きい漁期の池入れ数量を合計することにより得られる数量（2.8トン）とする。

3 既存業者に対する配分数量

既存業者に対する配分数量は、それぞれの既存業者につき、過去3カ年のうち池入れ数量が最も大きい漁期の池入れ数量に96%を乗じて得た数量とする。

4 新規参入者に対する配分数量

新規参入者に対する配分数量は、それぞれの新規参入者が平成27年漁期に計画する池入れ数量に72%を乗じて得た数量とする。

5 3及び4による既存業者及び新規参入者に対する配分数量の合計値が平成27年漁期の池入れ数量の上限を上回る場合の取扱い

既存業者及び新規参入者に対する配分数量の合計値が平成27年漁期の池入れ数量上限となるように、養殖業者毎の配分数量に応じて縮減し、それぞれの養殖業者に対する配分数量とする。

6 3及び4による既存業者及び新規参入者に対する配分数量の合計値が平成27年漁期の池入れ数量の上限を下回る場合の取扱い

既存業者及び新規参入者に対する配分数量の合計値が、平成27年漁期の池入れ数量上限となる範囲内において、全ての養殖業者毎の配分数量に応じて上乘せし、それぞれの養殖業者に対する配分数量とする。